

情報通信行政・郵政行政審議会
郵政行政分科会（第83回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和5年1月31日（火）14：00～14：39

Web審議による開催

第2 出席した委員（敬称略）

佐々木 百合（分科会長）、島村 博之（分科会長代理）、実積 寿也、
巽 智彦、谷川 史郎、三浦 佳子

（以上6名）

第3 出席した関係職員等

藤野郵政行政部長、松田郵政行政部企画課長
事務局：福田情報流通行政局総務課課長補佐

第4 議題

諮問事項

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法第
18条の2第3項の規定に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第
18条の3第3項の規定に基づく拠出金の額及び徴収方法の認可
【諮問第1233号】

開 会

○佐々木分科会長 ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会郵政行政分科会第83回を開催いたします。

本日はウェブ審議を開催しており、委員7名中6名が出席されておりますので、定数を満たしております。

ウェブ審議となりますので、皆様、御発言の際はマイク及びカメラをオンにし、名のつてから御発言をお願いいたします。

それでは、お手元の議事に従いまして、議事を進めてまいります。本日の議題は諮問事項1件でございます。諮問第1233号「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法第18条の2第3項の規定に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第18条の3第3項の規定に基づく拠出金の額及び徴収方法の認可」について、総務省から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○松田企画課長 本日、資料83-1を御用意させていただいております。資料83-1-1が諮問書でして、資料83-1-2が御説明資料として絵をつけた形にまとめたものでございます。本日はこの資料83-1-2で説明をさせていただきます。

26ページをお開きください。本日お諮りいたします、郵便局ネットワークの維持の支援のための交付金・拠出金の額とその交付・徴収方法の認可の関係でございます。

おめくりいただきまして、27ページでございます。制度の概要を記載させていただいております。1の「郵便局ネットワークの維持コストの負担方法」を御覧いただきますと、この制度が創設される前、この左側の四角で囲っているところですが、日本郵便と関連銀行（ゆうちょ銀行）、それから関連保険会社（かんぽ生命）との間で、民民の契約で、郵便局を使用する、郵便局の職員に業務を委託する、そういった委託手数料の支払いが行われておりました。

その後、平成30年6月に、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律によりまして、将来の郵政事業のユニバーサルサービスを維持していく観点から、郵便局ネットワークの維持に要する費用のうち必要不可欠な費用についてはこの交付金・拠出金制度で賄う、それ以外の費用については、従前どおり民民の契約で決定をする、という仕組みが導入されました。平成31年4月から、この拠出金の徴収と交付金の交付という仕組みが動いております。

また、法律で、郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構は年度ごとに、総務省令で定めるところにより、交付金の額それから拠出金の額を算定し、当該交付金の額及び交付の方法並びに拠出金の額及びその徴収方法について、総務大臣の認可を受けなければならないとされております。

さらに、総務大臣は、交付金の額等に係る認可をしようとするときは、情報通信行政・郵政行政審議会へ諮問しなければならないとされていることから、今回、諮問をさせていただき次第でございます。

この制度のイメージは、その下の2「交付金・拠出金制度の構造」にございますように、日本郵便、ゆうちょ銀行、かんぽ生命という郵政事業のユニバーサルサービスを提供する提供者が、それぞれ拠出金を出して、郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネット

ワーク支援機構を通じて交付をする仕組みになっておりますが、日本郵便については、郵便業務だけではなく郵便局の運営も行っておりますので、拠出を行い、かつ、交付を受ける立場となることから、後ほど御説明いたしますが、実際に拠出金を拠出するのはゆうちょ銀行・かんぽ生命の2社、こういった仕組みになっております。

続けて28ページでございます。今回の申請の概要でございます。令和5年度の認可申請は、不可欠な費用の額として4,418億円、ゆうちょ銀行に係る拠出金の額として2,436億円、かんぽ生命に係る拠出金の額として565億円、結果、交付金の額として3,000億円、以上の内容で申請をいただいております。

この算定方法、大枠はその下に示しておりますけれども、まず、不可欠な費用として、郵便局ネットワークの維持に要する費用全部ではなく、あまねく全国において、郵便局で郵政事業のユニバーサルサービスが利用できることを確保するための不可欠な費用について計算をいたします。さらに、郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の事務費も計上いたしまして、それらを日本郵便、ゆうちょ銀行、かんぽ生命で、郵便局ネットワークの利用の割合に応じて按分をする仕組みになっております。その上で、不可欠な費用の額から日本郵便に係る按分額を差し引くことで、交付金の額を算出する形になっております。

具体的な算定の方法の結果について、29ページ以降で御説明いたします。

29ページを御覧ください。まず、法律と省令、そして郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の算定内容とございますが、法律では、今申し上げたとおり、郵政事業のユニバーサルサービスを利用できるようにすることを確保するために不可欠な費用の内容が定められております。その具体的な項目は省令で定められていますが、その際、郵便局は、直営の郵便局約20,000局と簡易郵便局4,000局とで分けております。まず、郵便局については、郵便局ネットワークを最小限度の規模の郵便局によって構成するものとした場合における、人件費、賃借料、工事費その他の郵便局の維持に要する費用、それから、現金の輸送・管理に要する費用、固定資産税・事業所税と規定されております。また、簡易郵便局については、最少限度の委託に要する費用と規定されております。

これを基に、今回、郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構では、この郵便局ネットワークを最小限度の規模の郵便局を、局長1人、窓口職員1人の2名局とし、この2名局により構成された場合の郵便局ネットワークに係る費用を算定しており、実際の維持費などについて所要の補正を行った上で申請をしてくれている状況でございます。

具体的に申し上げますと、郵便局における費用のうち、イの「賃借料、工事費その他の郵便局の維持に要する費用」とエの「固定資産税・事業所税」ですが、賃借料などは、2名局よりも3名局、3名局より4名局と、規模の大きい局になればなるほど、その費用が大きくなりますので、全国の郵便局ネットワークを全て2名局により構成するという費用算定の仮定に対して、全ての実際に要した維持費用をそのまま用いてしまうと過大な算定になってしまいます。このため、借入れなどしている局舎の全体の総面積を出した上で、全国の郵便局が全て2名局であったとした場合にどの程度その面積が圧縮されるか、という圧縮率を計算いたしまして、この圧縮率を実際に要した維持費用に乘じ

ることで、不可欠な費用における維持費用などを算定してございます。

アの「人件費」は、2名局ということで、実際の2名局の局長の給料、それから窓口職員の給料等からそれぞれ1名あたりの平均単価を算定し、その単価に直近の郵便局数を掛けた形で算出しております。

ウの「現金の輸送・管理に要する費用」は、直近、令和3年度の決算値から、持ってきている形で、実際に要した額を計算してございます。

右端の②「簡易郵便局における費用」については、最少限度の委託に要する費用として、受託手数料のうちの基本額部分のみ、つまりインセンティブの部分は算入しないで、この基本額に直近の簡易郵便局数約4,000局を乗じて算定したもので、具体的な数字は下の額となっております。

次のページを御覧いただければと思います。こうして出てきた不可欠な費用でございます。これをゆうちょ銀行、かんぽ生命の拠出金として按分することになるのですけれども、この不可欠な費用と、郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の事務費の合計額を、総務省令で定めるところにより、郵便窓口業務、銀行窓口業務、保険窓口業務で見込まれる郵便局ネットワークの利用の割合に応じて按分した額のうち、関連銀行及び関連保険会社に係る額がそれぞれの拠出金であると法律で規定されているところでございます。それを基に、具体的な按分方法が省令で整理されておりますが、具体的な数字も含めて、次の31ページで御説明申し上げます。

31ページの左側に、先ほど御説明いたしました不可欠な費用の各項目、人件費などがございますけれども、このうち、アの人件費、イの賃借料、工事費などのうち利用者の利用に係る分つまり窓口ロビーに係る部分については、郵便窓口業務、貯金窓口業務、保険窓口業務の利用の割合、具体的には、それぞれ15歳以上人口、貯金口座数、保有契約数を利用の割合として按分をしております。

イの窓口ロビー以外のバックオフィスに係る部分の賃借料などについては、各窓口業務の占有面積により按分をしております。

ウの現金輸送・管理に要する費用については、現金の受け払い額の割合によって按分をしております。

エの固定資産税・事業所税については、職員の勤務時間の割合によって按分しております。

オの簡易郵便局における費用については、それぞれの委託において要した費用を直接整理しております。

郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の事務費については、アからオの費用を按分した額の合計額が会社ごと出てきますので、これに応じて按分をされてございます。

以上の按分によって、日本郵便に係る額、ゆうちょ銀行に係る額、かんぽ生命に係る額が算出されます。その結果、ゆうちょ銀行の拠出金は約2,436億円、かんぽ生命の拠出金は約565億円と算出されております。

続けて交付金について御説明いたします。32ページを御覧ください。交付金は法律上、不可欠な費用の額から日本郵便に係る按分額を控除した額とされております。資料中、下の絵を御覧いただきますと、不可欠な費用と郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局

ネットワーク支援機構の事務費を合わせた額から、日本郵便、ゆうちょ銀行、かんぽ生命をそれぞれ按分しておりますので、結果、不可欠な費用から日本郵便に係る額を引くと、そのまま交付金の額となります。今回は、不可欠な費用約4,418億円から、日本郵便に係る按分額約1,418億円を差し引きまして、交付金の額は3,000億円となっているところでございます。

続けて、33ページ、交付の方法と徴収の方法でございます。交付の方法については、この申請書によりますと、交付金の交付手段として日本郵便が申し出て郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構が同意した日本郵便名義の金融機関の口座に、交付金を各月に分割して払い込むとされております。また、払込みにより発生する手数料は郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構が負担するとされております。交付金の交付期限は毎月の末日まで、それから、各月に交付する交付金の額も定められております。安全管理措置も、交付金を安全に管理するため、以下、非開示情報ですが、資料に記載の措置を取ることとされております。

拠出金の徴収方法についても同様に、拠出金の納付期限を毎月15日までとし、各月に徴収する拠出金の額も定められております。安全管理措置も、同様に非開示情報ですが、資料に記載しております。

つまり、毎月15日まで拠出を受けて、月末までに交付をするものでございます。

そして34ページです。以上の申請内容について、審査基準に基づき審査・精査したところ、関係法令の関係規定に適合していると認められることから、申請のとおり認可することとしたいとしております。

説明は以上になります。よろしく願いいたします。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明について、御意見、御質問がございましたら、チャット機能のほうにお申し出ください。

それでは、実積委員、お願いいたします。

○実積委員 実積です。御説明ありがとうございます。非常に詳細な説明で、算定方法について納得はできましたが、29ページ、郵便局ネットワークを2名局で構成することで計算されておられるとのこと、なかなか現実には難しいなと思いつつも、最小限度ってこういうことだとは思うのですけれど、この最小限度の規模の郵便局を2名局として計算するのは、法令で規定されているのでしょうか、それとも法令の解釈なのでしょうか。

○松田企画課長 29ページを御覧いただきますと、法律では不可欠な費用とだけ書いてありまして、そこに省令で定める方法と規定されております。省令では、郵便局ネットワークを最小限度の規模の郵便局により構成されるものとした場合における費用と規定がありまして、2名局としたのは、郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の申請における考え方でございます。最小限度は何人なのかという点を考えたときに、現状を考えますと、やはり郵便局長1名と窓口社員1名を最小限度とした郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の申請は妥当性があるものと思います。

○実積委員 今回の申請に関しては理解できました。

少し長期的な話として、銀行でも支店に関して人を減らしてATMにするとか、いわ

ゆるDXとかデジタル化というものを進めていると思うのですが、その辺りを踏まえた検討は今後あり得るのでしょうか。

○松田企画課長 状況に応じてと思いますけれども、趣旨としては、いろんな支店だとか営業所だとかが撤退を続ける中で、地域において20,000局は常勤社員が最低2人はいるという仕組みを維持することが重要だと思っております。もちろん、ゆうちょ銀行あるいはかんぽ生命の経営の問題もございますけれども、この郵便局が果たす役割を総合的に考えれば、現状はこの仕組みを確保していくことが重要であろうと、我々としては考えているところでございます。

○実積委員 高齢化や限界集落の維持の面から見ると、人がいるというのは非常に重要だと思うので、もし今みたいな話で、幾つかの町村では人をちゃんと置いて、そういった仕組みを確保するというのは、今後どこかで、公表というか意思表示がされるととてもいいなと思いました。最後は感想です。以上です。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。それでは、三浦委員、どうぞ御質問をお願いします。

○三浦委員 今、実積委員が最後におっしゃってくださったことに私も同感です。いかなる地域にあっても、人がいないから郵便が届かないとか、配達が遅れるとか、そのようなことが起こらないよう、ユニバーサルサービスを充実させることは、とても大事だと思っています。

こうした点に鑑みて納得しますが、質問があります。例えば、山間部、限界集落のようなところでは、家族が御自宅で郵便局的なことをやっておられるところがある。他方で、例えば東京であれば、賃料が高いので、商業施設の中にコーナーだけをちょっと借りて、郵便局と同様のサービスを行っている。都心でも少しずつそういうところが増えてきたりとか、人口流動の変化などによって、郵便局自体の配置がちょっと変わったりすることが今後も出てくると思います。

そういうとき、例えば、今は電気代が急上昇していますが、その運営のために回す費用が足りなくなるとか、場所によっては賃料が高騰し、その場所を出なくてはならなかった場合に、退去や移転の費用をどうするのか。移転したくてもできない等、そういう不具合が費用的な面であったときの補填や補助的なことは、今回の算定との見合いでどうなっているのか。あらゆる状況がありうると思うのです。今申し上げたような場合に、どのように対処されるか、計画、と言ったら変ですけどお教えいただければと思います。

○松田企画課長 お答え申し上げます上で、前提となる制度の仕組みを御説明申し上げます。そもそも日本郵便は民営化された会社、株式会社になっておりますけれども、郵政民営化法あるいは日本郵便株式会社法などの法律で、あまねく全国において郵便局で公平に利用できるようにユニバーサルサービスを提供する義務があると定められております。

その上で、郵便局の設置については、法律上は、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置しなければならない義務があり、省令で、いずれの市町村においても1以上の郵便局を置かなくてはならない、過疎地については平成24年の改正民営化法施行時の水準を維持しなくてはならない等とされております。なかなか珍しいと思うのですが、要は過疎地において、このネットワーク水準を維持する義務が法令で

課せられている会社となります。

では、国としてどこまで、その制度的な仕組みを担保するか。都会については、あまねく利用されることを旨として郵便局を設置することが必要でございますけれども、過疎地ほどの義務はある意味課せられていないわけでございます。これについては最終的に民間の経営判断になってくるかと思えます。しかし、過疎地については、水準に係る義務を課している中で、どうやってそのネットワーク水準を実際に維持していくかということが問題になってくるわけでございます。

そこで、今日お示しした資料の1ページに書かせていただいておりますけれども、この郵便ネットワークを支える担い手としては、郵政事業のユニバーサルサービスの提供者仕組みが作られたわけです。つまり、現状ですと、関連銀行としてのゆうちょ銀行と、関連保険会社としてのかんぽ生命が郵便局ネットワークを支える観点で、この制度が運用されている状況になります。

したがって、現状、民営化した会社ですので、まずはしっかり経営努力をしていただくことが前提ですが、一方で、過疎地における郵便局ネットワーク維持の義務を課しているところもあるため、そこはゆうちょ銀行、かんぽ生命からの拠出を担保することで最低限度の郵便局ネットワークは維持できるようにする。そこまでは、国として制度的に保障をしていこうということでございます。

○三浦委員 あともう一つ、費用の捻出が何らかの事情で足りなくなったりしたときにどうするかという点についてはいかがでしょうか。

○松田企画課長 不可欠な費用の額の算定に当たっては、基本的に直近の決算値を用いますので、今回の場合では、令和3年度の決算値に基づき算定しているところでございます。そういう意味では、光熱費の高騰や円安などいろいろございますけれども、今後、これらの状況によっては、必要な額、不可欠な費用の額も段々上昇してくる可能性はございます。

ただ、これは先ほども申し上げたように、不可欠な費用についてはこの交付金・拠出金制度で賄いますけれども、それ以外の費用についてはゆうちょ銀行、かんぽ生命と日本郵便との間の民民の契約により決めていただくものですので、よりリアルタイムに必要な経費の上昇などが生じた場合には、日本郵便、ゆうちょ銀行、かんぽ生命で話し合ってくださいとすることがより良いかなと思っております。

○三浦委員 分かりました。ありがとうございます。

○佐々木分科会長 よろしいでしょうか。それでは、異委員、お願いいたします。

○異委員 異でございます。今回の御報告いただいた内容については、特段、質問とか異議はないのですが、実積委員、三浦委員のお話に関連づけて、ちょっとお伺いしたいと思います。

この拠出の仕組みは、郵便局ネットワークの維持のためということですが、御説明いただいたものを私なりに敷衍すると、要するに郵便局の窓口でゆうちょ銀行とかんぽ生命の商品を販売する、窓口業務をやるということがポイントになっていて、不可欠な費用を按分する際も、窓口業務を関連会社がそれぞれどれくらい利用したかが基準になっているので、結局は、郵便局の窓口で関連会社のサービスを提供しているところから、その関連会社に拠出を求めるという仕組みになっています。実積委員がおっし

やったように、今後DX化等々を進めるとして、この仕組みがどうなっていくかですが、出入金のところなどはすぐに代替できそうな感じはするのですが、とくに金融商品、保険商品の販売などになると、人の窓口業務を残すことにも一定の意味があるだろうと思います。要するに、関連会社の業務の一部を郵便局の窓口でやるというのが、拠出金の対象となる郵便局ネットワークの意義であるところ、それが意味DX化のボトルネックと重なってくるという状況なのだろうと感じています。無理やり質問にすると、このような理解で正しいかどうかを教えていただければということになるかと思いません。よろしくをお願いします。

○松田企画課長 異委員のお考えのとおりだと思いますけども、基本的には郵政事業のユニバーサルサービスをどう捉えるかという観点に沿っていきまして、民営化当初は郵便だけでしたけれども、郵便に加えて、銀行窓口業務、それから保険窓口業務も含めて、あまねく全国において郵便局があることとして、平成24年にユニバーサルサービスの範囲が変更されたことを踏まえて、その後に創設されたのがこの制度でございますことから、異委員がおっしゃるお考えにも合致しているのかなと思っております。

○異委員 ありがとうございます。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。そのほか、御質問いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

すみません。私も議事進行の立場ですが、いろいろ法律も変わって形も変わる中で、なかなか対応が難しいところもあるなと思いました。現状としてももちろん賛成なわけけれども、中長期的にはまだ課題があって、説明がもっと詳しくできるようなものになっていくことが求められる可能性もあるのかなと思ってお伺いいたしました。ありがとうございます。

すみません。ほかに、もしよろしければ。

○三浦委員 追加で確認しておきたいことがあるのですが、よろしいですか。

○佐々木分科会長 どうぞ。

○三浦委員 すみません。独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構、この長い名称の支援機構ですが、27ページに図がありますけれども、ここが拠出金として徴収したものをお預かりして交付金として交付する。それで、この支援機構の在り方、支援機構自体も、この交付金を交付するに当たって、支援機構が行っていることが大丈夫かどうか。失礼な言い方でごめんなさい。正しい交付等を行っているかどうかのチェックは誰がどうしているのでしょうか。

○松田企画課長 まず、もちろん総務省でもやっておりますし、今回お示しした資料ですと、資料83-1-1の14ページに示されている、この郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の事務費でございますけれども、これは総務省がいろいろヒアリングをして精査しております。要は、基本的には人件費と物件費と租税という形になっておりますけれども、前年度の事務費の執行残額については今回の費用から控除されておりますし、事業費についても、他の業務部門の人件費や物件費が算入されていないことをしっかり確認しております。

さらに申し上げますと、郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構は独立行政法人でございますので、総務省で監督をしております、中期目標管理法人とし

て年度ごとに総務大臣として評価を行っております。この評価については、客観性を担保するために有識者会議も別途開催しております。

○三浦委員 そうなのですね。

○松田企画課長 この事務の適正性については、有識者会議の中でも別途しっかり見させていただいております。

○三浦委員 何でこんな質問したかというのと、また、天下りの温床になっているのではないか等、言われもないこと、この役員の人件費は見たらそこそこのお値段のようなので、変なところを突っ込まれても嫌じゃないですか。だから、やっぱりきちんと明らかにして、その公正性をきちんと外部にも出して、この支援機構はこういうことでちゃんとやっていますよと、やっぱりどこかでちゃんと公表していかないと。また余分な機構をつくって天下りの温床かとか、あらぬ話を言われたくないでしょう。だから、ちゃんとやっているか、大きなお世話ですけど、ありがちな話なので、やっておいたほうがいいなと思った次第です。

○松田企画課長 郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構は、この郵便局ネットワーク支援業務だけではなく、他にもいろんな業務をやっております。今回の申請では、この郵便局ネットワーク支援業務に携わる3名、担当部長と担当課長と担当者に係る費用を計上させていただいているところですが、もちろん独立行政法人ですから、しっかりディスクロージャーもやって、総務省でも引き続きしっかり監督していきたいと思っております。

○三浦委員 ありがとうございます。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかに御意見などございませんようでしたら、諮問第1233号につきましては、諮問のとおり認可することが適当である旨、答申したいと思っておりますが、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

○松田企画課長 ありがとうございます。

○佐々木分科会長 それでは、以上で、本日の審議は終了いたします。

委員の皆様から、何か全体を通してございますでしょうか。

ありがとうございます。それでは、事務局からは何かございますでしょうか。

○事務局(福田) 事務局でございます。次回の郵政行政分科会は、別途御連絡を差し上げますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。御協力ありがとうございました。

閉 会